

答申第 773 号

諮問第 1241 号

件名：愛知県教育委員会から入手した文書（不当要求に関するもの）等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 8 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

開示請求に各割る文書は、A さんが教育委員会職員であった時期に、直接係っているから、行政文書として、子育て支援課に存在する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 8 月 21 日付けの 9 件の開示請求書によってなされたものである。本件開示請求書には、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）から文書 8 までについて

文書 1 から文書 8 までの文書は、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）から入手した文書のうち、それぞれ不当要求に関するも

の、発達障害児の定義に関するもの、知的障害の定義に関するもの、知的障害児の定義に関するもの、自閉症の定義に関するもの、自閉症児の定義に関するもの、学習障害の定義に関するもの及び学習障害児の定義に関するものが記載されている文書であると解した。

イ 文書 9 について

文書 9 は、教育委員会学習教育部特別支援教育課から入手した文書のうち、開示請求権の濫用に関するものが記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

不当要求に関する規定としては、県行政に対する不当要求に対し、組織的に対処することにより、不当要求行為による被害を防止し、県の事務事業の円滑かつ公正な執行と職員の安全を図ることを目的として、愛知県不当要求行為対策要綱（平成 16 年 7 月 1 日付け 16 人第 129 号総務部長通知。以下「要綱」という。）が定められている。

不当要求に関する事務は、要綱第 4 条の規定に基づき、不当要求行為防止責任者を各所属で設置して行うものであるが、要綱第 5 条において、不当要求行為による被害の防止に関し、基本となる事項を協議するために愛知県不当要求行為対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することとされており、委員会の委員は、各部局の主管課長等をもって充てられ、委員会の庶務は、要綱第 9 条の規定により、愛知県総務部人事担当局人事課（当時。以下「人事課」という。）において処理することとされている。

また、部局内の不当要求行為に関する対応等の事務は、要綱第 10 条において、各部局の主管課長が処理することとされており、要綱第 11 条において、不当要求行為に関する報告は、主管課長を経由して、総務部人事担当局長（当時）に報告するものとされている。

したがって、仮に、不当要求に関する文書を取得することがあるとしても、人事課又は健康福祉部の主管課である愛知県健康福祉部健康福祉総務課（以下「健康福祉総務課」という。）から入手するものであり、教育委員会から取得することはない。

念のため、子育て支援課において、文書 1 の有無について探索したが、存在しなかった。

イ 文書 2 から文書 8 までについて

子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 8 条第 8 項（当時）で、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されてい

る。

子育て支援課において実施されている事務のうち、障害児（発達障害、知的障害、自閉症、学習障害）に係る事務としては、本件開示請求がなされた当時は障害者保育を実施するために必要な保育所の改修等に対する補助に関する事務（保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業）があったものの、当該事務において発達障害児等の定義が必要となることはなかった。

よって、教育委員会から発達障害児の定義に関するもの、知的障害の定義に関するもの、知的障害児の定義に関するもの、自閉症の定義に関するもの、自閉症児の定義に関するもの、学習障害の定義に関するもの及び学習障害児の定義に関するものが記載された文書を取得することはない。

念のため、子育て支援課において、文書 2 から文書 8 までの文書の有無を探索したが、存在しなかった。

ウ 文書 9 について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示（以下「行政文書等の開示」という。）に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）に基づき実施している。子育て支援課では、現在のところ行政文書等の開示に係る請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、開示請求権の濫用について記載された文書が必要となったことはない。

念のため、子育て支援課において、文書 9 の有無を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説

明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1について

当審査会において、実施機関から提出された要綱を見分したところ、委員会の庶務は人事課において処理することとされ、部局内の不当要求行為に関する対応等の事務は各部局の主管課長が処理することとされ、不当要求行為に関する報告は主管課長を経由することとされていることが認められた。

委員会の庶務は人事課が処理することとされており、子育て支援課が所属する健康福祉部における主管課が健康福祉総務課であることからすれば、仮に、子育て支援課が不当要求に関する文書を取得することがあるとしても、人事課又は健康福祉総務課から取得するものであり、教育委員会から取得することはなく、文書1を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書2から文書8までについて

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則第8条第8項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することとされており、障害児に係る事務としては、本件開示請求がなされた当時は保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業に係る事務があったものの、当該事務において発達障害児等の定義が必要となることはなかったとのことである。

当該事務において発達障害児等の定義が必要となることがないのであれば、文書2から文書8までの文書を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書9について

実施機関によると、子育て支援課においては、行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、開示請求権の濫用について記載された文書が必要となったことはないとのことである。

子育て支援課において、行政文書等の開示請求について、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことがないのであれば、文書9を取得してお

らず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

文書1 愛知県教育委員会から入手した文書（不当要求に関するもの）平成24年度～25年度

文書2 愛知県教育委員会から入手した文書（発達障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書3 愛知県教育委員会から入手した文書（知的障害の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書4 愛知県教育委員会から入手した文書（知的障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書5 愛知県教育委員会から入手した文書（自閉症の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書6 愛知県教育委員会から入手した文書（自閉症児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書7 愛知県教育委員会から入手した文書（学習障害の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書8 愛知県教育委員会から入手した文書（学習障害児の定義に関するもの）平成24年度～25年度

文書9 愛知県教育委員会特別支援教育課から入手した文書（開示請求権の濫用に関するもの）平成24年度～25年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第453回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第466回審査会)	審議
28. 3. 7 (第483回審査会)	審議
28. 5. 13	答申

答申第 774 号

諮問第 1242 号

件名：子育て支援課長が作成した開示請求人との面談記録等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 8 月 26 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

開示請求に各割る文書は、A さんが教育委員会職員であった時期に、直接係っているから、行政文書として、子育て支援課に存在する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 8 月 26 日付けの 2 件の開示請求書によってなされたものである。本件開示請求書には、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、開示請求者と電話や面談等により、やり取りを記録した文書のうち、開示請求日時点の子育て支援課長（以下「子育て支援課長」

という。)が作成したものであると解した。

イ 文書2について

文書2は、子育て支援課長が、開示請求者から入手した文書であると解した。

ウ 文書3について

文書3は、知的障害(者)、自閉症(者)及び発達障害(者)の定義の有無に関する子育て支援課長の持論が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1及び文書2について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領(平成13年3月30日付け12広報第98号県民生活部長通知)又は愛知県個人情報保護事務取扱要領(平成17年3月30日付け16広報第1021号県民生活部長通知)に基づき実施しており、実務においては、開示請求者と電話や面談等によるやり取りについては、施設・管理グループの職員が担当している。

子育て支援課長は、開示請求者と電話や面談等によるやり取りをしたことはないため、文書1及び文書2の文書を作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、文書1及び文書2の文書の有無を探索したが、存在しなかった。

イ 文書3について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項において「この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)(後略)」と規定されている。

また、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項では「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と規定され、さらに同条第2項では「この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう」と規定されている。

文書3に記載のある知的障害(者)、自閉症(者)及び発達障害(者)の定義の有無については、これらの法律が関連するものとして想定されたが、子育て支援課においては、これらの法律の他には独自の見解を有するものではなく、また、文書3に該当するような文書を作成しておかなければ、事務の遂行に支障を来すという事例もない。

念のため、子育て支援課において、文書 3 の有無を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

実施機関によると、子育て支援課においては、課長が開示請求者と面談等によるやり取りをすることはないため、文書 1 及び文書 2 を作成又は取得していないとのことである。

子育て支援課において、課長が開示請求者と面談等によるやり取りをすることがないのであれば、文書 1 及び文書 2 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 3 について

実施機関によると、子育て支援課においては、知的障害等の定義について、児童福祉法や発達障害者支援法の他には独自の見解を有するものではなく、また、文書 3 に該当する文書を作成しておかなければ、事務の遂行に支障を来すという事例もないとのことである。

子育て支援課において、知的障害等の定義について独自の見解を有さず、また、事務の遂行に支障を来すこともないのであれば、文書 3 を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

文書1 現在の子育て支援課長が作成した開示請求人との面談記録（現在管理しているもの）

文書2 現在の子育て支援課長が開示請求人から入手した文書（現在管理しているもの）

文書3 現在の子育て支援課長の持論が記載されている文書

①知的障害（者）の定義の有無に関して

②自閉症（者）の定義の有無に関して

③発達障害（者）の定義の有無に関して

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第453回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第466回審査会)	審議
28. 3. 7 (第483回審査会)	審議
28. 5. 13	答申

答申第 775 号

諮問第 1243 号

件名：子育て支援課職員が開示請求権の濫用であると判断した開示請求書等の
不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 9 月 9 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 9 月 9 日付けの 18 件の開示請求書によってなされたものであり、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。また、別記文書 2 から別記文書 18 までに係る開示請求書には、愛知県立佐織養護学校職員であった A（以下「A 職員」という。）が作成した、平成 23 年 2 月 28 日付け陳述書の抜粋が添付されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）
について

文書 1 は、開示請求書のうち、条例で予定している請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると本件開示請求があった

時点の子育て支援課職員である B（以下「B 職員」という。）が判断した開示請求書であると解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、権利の濫用に当たる開示請求について、B 職員の持論が記載された文書であると解した。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

文書 3 から文書 18 までの文書は、いずれも B 職員が A 職員から入手した文書のうち、文書 3 は、学校訪問者の言動が記載されている文書、文書 4 は、A 職員が愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出した開示請求者との面談記録が記載されているもの、文書 5 は、開示請求者の言動に対する A 職員の評価が記載されている文書、文書 6 は、開示請求者の言動が記載されている文書、文書 7 は、文部科学省が作成した知的障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 8 は、文部科学省が作成した知的障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 9 は、アスペルガー症候群の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 10 は、アスペルガー症候群児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 11 は、学習障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 12 は、学習障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 13 は、発達障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 14 は、発達障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 15 は、自閉症の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 16 は、自閉症児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 17 は、知的障害の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書、文書 18 は、知的障害児の定義に対し、A 職員の持論が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

子育て支援課においては、条例が定める行政文書の開示を請求する権利について、請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると B 職員が判断したことはないため、文書 1 を作成又は取得していない。念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが存在しなかった。

イ 文書 2 について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示（以下「行政文書等の開示」という。）に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広

報第 1021 号県民生活部長通知)に基づき実施している。子育て支援課では、現在のところ行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはないため、文書 2 を作成又は取得していない。仮に開示請求権の濫用であるか否かを検討することになったとしても、法令や市販の解説書等を参照すれば足りるため、文書 2 を作成又は取得する必要はない。

念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが、存在しなかった。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

文書 3 から文書 18 までに係る開示請求書に添付された平成 23 年 2 月 28 日付けの陳述書(乙第 80 号証)の作成者は「愛知県立佐織養護学校前職員 A」とあるので、教育委員会に所属していた教育職員と判断した。

子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則(昭和 39 年愛知県規則第 21 号)第 8 条第 8 項(当時)で、児童の保育及び健全育成に関する事、児童手当に関する事(職員厚生課の事務分掌事項を除く。)並びに少子化対策の総合的な調整に関する事と規定されている。

子育て支援課において実施されている事務のうち、障害児に関する事務としては、本件開示請求がなされた当時は障害者保育を実施するために必要な保育所の改修等に対する補助に関する事務(保育対策促進事業費補助金にある保育環境改善事業)があったものの、当該事務において障害、障害児等の定義が必要となることはなかった。また、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要性はない。

念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示(不存在)決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

実施機関によると、子育て支援課においては、B 職員が開示請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると判断したことはないとのことである。

子育て支援課において、B 職員が開示請求権の行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求であると判断したことがないのであれば、文書 1 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 2 について

実施機関によると、子育て支援課においては、行政文書等の開示請求に対して、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことはなく、仮に開示請求権の濫用であるか否かを検討することになったとしても、市販の解説書等を参照すれば足りるため、文書 2 を作成又は取得する必要はないとのことである。

子育て支援課において、行政文書等の開示請求について、開示請求権の濫用であるか否かを検討したことがないのであれば、文書 2 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 3 から文書 18 までについて

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することとされており、障害児に関係する事務としては、本件開示請求がなされた当時は保育対策促進事業費補助金の保育環境改善事業に係る事務があったものの、当該事務において障害、障害児等の定義が必要となることはなかったとのことである。

また、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要はないとのことである。

当該事務において、障害、障害児等の定義が必要となることなく、

また、子育て支援課において、教育委員会に所属する教育職員から学校訪問者等の言動や面談記録が記載された文書を取得する必要がないのであれば、文書 3 から文書 18 までの文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

- 文書 1 Bさんが開示請求権の濫用であると判断した開示請求書
- 文書 2 Bさんの開示請求人の開示請求権の濫用に関する持論が記載されている文書
- 文書 3 BさんがAさんから入手した文書（学校訪問者の言動が記載されている文書）
- 文書 4 BさんがAさんから入手した文書（Aさんが教育委員会に提出した開示請求人との面談記録が記載されているもの）
- 文書 5 BさんがAさんから入手した文書（開示請求人の言動に対するAさんの評価が記載されている文書）
- 文書 6 BさんがAさんから入手した文書（開示請求人の言動が記載されている文書）
- 文書 7 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（文部科学省が作成した知的障害の定義））
- 文書 8 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（文部科学省が作成した知的障害児の定義））
- 文書 9 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（アスペルガー症候群の定義））
- 文書 10 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（アスペルガー症候群児の定義））
- 文書 11 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（学習障害の定義））
- 文書 12 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（学習障害児の定義））
- 文書 13 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（発達障害の定義））
- 文書 14 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（発達障害児の定義））
- 文書 15 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（自閉症の定義））
- 文書 16 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義に関する持論が記載されている文書（自閉症児の定義））
- 文書 17 BさんがAさんから入手した文書（Aさんの障害、障害児の定義

に関する持論が記載されている文書（知的障害の定義）
文書 18 B さんが A さんから入手した文書（A さんの障害、障害児の定義
に関する持論が記載されている文書（知的障害児の定義）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第453回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第466回審査会)	審議
28. 3. 7 (第483回審査会)	審議
28. 5. 13	答申

答申第 776 号

諮問第 1326 号

件名：死体解剖報告書の不開示決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、死体解剖報告書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたこと及び別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

不開示情報は、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項にも第 7 条第 2 号にもともに該当しない。

愛知県が監察医務を行なうことが法定されているにもかかわらず当該請求情報を有していないとは、情報の検索が不十分であるか、または、当該請求の対象情報が情報公開請求の対象外であるとの適用をすることが不当である。当該情報には個人の氏名等が記載されていると推測されるが、その箇所のみ黒塗りにした上で残りの薬物関連の情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

実際、監察医制度が現存する東京 23 区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都や大阪府や兵庫県は、当該情報に相当する情報を公開している。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件行政文書について

本件請求内容は、一般に法医学の本でも公開されており、大学図書館や公共図書館でも所蔵が見られる。

行政解剖が公衆衛生向上の観点から死因を特定するための原因を探すことを目的としているから、死体解剖報告書であれ、死体検案書であれ、本件開示請求の対象文書は、公益性が極めて高い文書であると言える。氏名や住所といった私的要素を非開示としたうえで、その残余を公開すれば、死者のプライバシーや遺族のプライバシーがことさらに暴かれたことにはならない。

処分庁の主張どおり、情報開示の適否は、各自治体の定める情報公開条例の規定に依拠して判断される。情報公開は、諸地方公共団体に全く同一の条例に基づいているわけではないのである。しかし、たとえば、裁判では、同様の事件に関して名古屋地裁での判決はその後の横浜地裁での判決や札幌高裁での判決にも影響される。本諮問事件について、各自治体で同様の性質がある条例は情報公開条例に当たる。東京都、大阪府、兵庫県が東京都情報公開条例、大阪府情報公開条例、兵庫県情報公開条例の各規程に依拠して監察医務に関する情報を開示していることと異なり、処分庁は、愛知県のみが特別に、東京都、大阪府、兵庫県では公開している情報に相当する情報を非開示にする、相当かつ十分な根拠を示していない。むしろ、愛知県情報公開条例は、東京都情報公開条例、大阪府情報公開条例、兵庫県情報公開条例と全く同文ではないが、本件の情報公開に関しては、内実の決定的な相違点が条文上、存在しない。

東京都監察医務院は、本件開示請求に相当する情報をウェブサイト上で公開している。

大阪府監察医事務所は、情報公開請求を行わずとも、口頭で情報の入手を求めた者にも監察医務情報を提供している。それは、大学の図書館や警察にも提供しており、一度開示請求があつてその後もすでに何度も情報を提供したことがあるので、公になっている情報に当たるからとのことであった。大阪府は、本件開示請求対象情報に相当する情報を個人に関する情報であっても裁量として開示したというわけではなく、そもそも本件開示請求対象情報に相当する情報を個人に関する情報ではないから公開しているのである。

兵庫県監察医務室は、本件開示請求に相当する情報をウェブサイト

上で公開している。

それらのことから、本件の情報公開請求の対象情報は、愛知県情報公開条例の第7条の第1号から第6号のいずれにも該当しない。また、たとえ該当したとしても、第2号ただし書きイロハニ、第3号ただし書き全てに該当する。そして、特に法律や慣例としても公になっているとも言える。

さらに、兵庫県監察医務室によれば、不慮の中毒死は全て睡眠薬・向精神薬が原因であった。

したがって、眠剤・向精神薬に関する本件情報公開請求の対象情報は、人の生命、身体、健康生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。

さらに、処分庁も意見書において認めるとおり、死者のプライバシーも保護すべきプライバシーに含まれる。それでもなお、他の自治体における監察医務担当の長や国立国会図書館や出版社等も、目下、死者個人の権利利益を侵害しているとは認めていないのである。異議申立人が監察医務記録について特定の県立図書館に依頼したレファレンスに対して同図書館からあった回答によれば、同図書館だけではなく、国立国会図書館も協力して、本件開示請求に相当する情報が記載されている文書を探して教えてくれたのである。現に個人の権利利益を害している文書であるならば、このような行政行為は行われない。ゆえに、非開示とされた情報が公開になっても個人の権利利益を害する客観的具体的なおそれがあるとは言えず、個人名等を伏せた薬物関連のデータを公開すべきである。

そのうえ、一般に他人に知られたくない情報や個人の人格と密接に関連している情報といった、個人が特定されなくとも、なお、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがある情報にも該当しない。たとえ該当したとしても、ただし書きに該当する。行政側によって、人格と密接に関係した情報と看做されがちな情報の具体例として、遺体における薬物関係のデータを除けば、カルテや反省文が代表的な情報として挙げられよう。情報公開法の識者たちも、カルテは開示請求することができると複数回にわたって明言している。他の自治体においても、パブリックコメントに対する回答として、反省文は一律に非開示とはしないと明記した。個別具体的に開示非開示を決定するならば、他の監察医務制度が現存する自治体による判断等に則っても当該情報は、開示すべきである。

他の自治体において監察医務記録や鑑定結果に基づいて制作された統計等は公開されており、個人が特定できない範囲で薬物関連の情報を開示しても、プライバシー情報（他人に知られたくない個人情報）の新規の開示という側面は無いに等しく、故人や遺族のプライバシーが暴かれたというものでは断じてない。

氏名を伏せれば、居住地域のうち都道府県や市区町村まで公開しても個人の正当な権利利益を侵害したことになる。国民の生き死にに直接の影響を与える医療に関する情報は、本件を含めて最大限の開示をすべきである。

死亡場所は、本件開示請求の対象情報が薬物関連データであるという性質上、総合病院、精神科病院、児童養護施設、老人ホームといった医療施設・福祉施設であるという可能性が高い。死亡場所まで開示することは障害者や患者や児童や高齢者等の人権を擁護し、障害者や患者等に関する基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権の問題そのものであることから、その情報を持っている行政機関等がそれを秘匿すべきであるとの決定をすることは認められない。

性別は、向精神薬が投与されることになる疾患では、アスペルガー障害は男性に多く思考および行動の傾向に男女差も見られ、注意欠陥多動性障害も男児に多く、抗癌剤が投与される疾患では乳癌は女性に多くなっているといった著しい性差が見られるが、アスペルガー障害の女性や注意欠陥多動性障害の女兒や乳癌の男性は少ないながらも存在するから、少数派の人権擁護のためにも性別まで含めて開示すべきである。

処分庁によって非開示と決定処分された情報が処分庁からの理由説明書において愛知県情報公開条例第7条第2号ただし書きニに該当しないことは明らかであると主張されている。しかし、執刀医および御遺体が、愛知県のいずれかの実施機関が行なう事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合にあたり、当該情報が条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（警察本部長にあっては、公安委員会規則。第23条第2項及び第3項並びに第27条において同じ。）で定める情報に該当するから、当該情報のうち、執刀医の役職やその所属の医療機関・研究機関における役職及び執刀医の氏名ならびに当該予算執行の内容に係る部分すなわち本件開示請求の大部分を開示すべきである。なお、御遺体の氏名や連絡先は除く。解剖等は行政行為であり、執刀医に対する対価・報酬は議会

によって承認された予算から支出されるのである。

(イ) 本件請求対象文書について

開示請求内容が大変に改変されていることを深刻に懸念する。処分庁の主張する本件開示請求の請求内容は、異議申立人が当初、開示請求書に記載した請求内容から乖離しているのである。当初の開示請求の内容は、開示請求書のとおりである。

異議申立人は、開示請求書において、対象情報を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も対象に含めているから、対象情報の一部を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も開示対象に含めたいという趣旨で情報公開審査を開始していただきたい。

そして、先述のとおり、本件の請求対象が不当に限定されて特定されている。請求書の「愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち、監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」という記載から、請求対象を「中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」に限局して、死体解剖報告書および「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ」の記載された文書のみが請求対象であると解釈することは不当である。監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータは、いずれも、あくまで具体例であって具体化ではない。例示より他にも請求情報があるのであるが、異議申立人には具体的には把握ができていないため、例示した情報に類する情報があればそれらも開示対象に含めたいという趣旨で「その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」とも記載したのである。なお、特定すべき文書は他に、死体検案調書、死亡診断書、犯罪死体・変死体に司法解剖の結果を記載した鑑定書等が考えられる。

死因に対して合理的な説明ができない場合は、変死という扱いになる。監察医務という行政行為を経てもなお、年間 15 万人ほどは変死という扱いのままであり、死因が特定できないのである。本件の開示請求は薬物データを広く請求対象に含めた。WHO も変死者のうち半数は自殺者として算入すると規定し総務省も援用しているうえに、自殺者・変死者のうち当然に医薬品の過量服薬や医薬品の副作用・離脱症状によって死亡した方々も存在するのだから、変死者だからといって、本件請求の対象外と解することは不当である。種々の医薬品添付文書には、副作用欄に死亡と明記されているのであり、実際に医薬品という薬物によって死亡している。

次に、犯罪性であれ非犯罪性であれ監察医務記録等も、犯罪死体・変死体に関して司法解剖の結果を記載した鑑定書等とともに、愛知県情報公開条例第 29 条(1)に規定される適用除外とされる「刑事訴訟に関する書類」には該当しない。

第一に、鑑定書等の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして、行政文書に該当する。

なぜならば、愛知県個人情報保護条例で適用除外を定めた第 44 条と第 53 条によると、訴訟に関する書類に記録されている個人情報、一律には適用除外に該当していない。そして、鑑定書等は適用除外の部分ではない。つまり、個人情報開示請求の対象となっているから、行政文書ということである。さらに、本件の情報公開請求は、遺体の氏名や住所といった個人情報を記した部分を予め請求対象に含めていないのであるから、原処分において特定されなかったか、または、適用の対象外とされた情報に愛知県情報公開条例の規定を適用して全部開示すべきである。

第二に、本件は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、監察医務記録や鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切開示請求したのである。御検体個人の氏名や住所といった個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを開示すべきである。

証拠品係事務官が作成する領置票「平成 14 年度（行情）答申第 136 号」といった文書の開示請求に対して、情報公開審査会は、刑事訴訟に関する書類には該当せず、情報公開法によって規定する行政文書であると答申している。情報公開における原則公開の規定からも、本件情報公開の対象文書すなわち薬物関連の情報を全部開示すべきである。

たとえば、処分庁が、職員が監察医務記録や鑑定書等を作成した時間帯は、休暇取得中や勤務時間外であることあるいは非常勤の公務員であることを理由にして個人の活動であると主張するとしても、次の諸点から総合的に判断すれば、当該職員の監察医務記録や鑑定書作成業務は個人の活動とは見えない。

a 根拠法規

刑事訴訟法 168 条 1 項「鑑定人による死体の解剖」、同法 229 条「検視」だけではなく、死体解剖保存法の規定にも依拠している。ゆえに、死体解剖保存法に依拠する限り、刑事訴訟に関する書類として一律に法の適用対象外とすることはできないだけでなく、明らかに行政文書である。

b 記載内容・性質

記載内容・性質は、当該職員が公務員から行政文書によって法医学という職務を執行するよう命じられた行為であり、その行為の性質は公務そのものである。

c 依頼者

警察署長は、死体解剖の依頼者にあたり、当該職員に公の立場での執刀を依頼したものである。

d 当該執刀者

当該職員は、公的立場で解剖を行ったのである。

(ウ) その他

処分庁による不開示理由説明書によれば、委員の誤解を招く記述が散見される。

さらには、本開示請求は知事部局に限定していると処分庁には解釈されているようであるが、異議申立人は開示請求書に「愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち」や「愛知県の実施機関に関して事案の移送もお願いいたします。」と明記したうえで、電話でも口頭で事案の移送について複数回にわたって質問・指摘している。具体的には、他の実施機関は愛知県警察を差し、愛知県警とも本件開示請求について電話で遣り取りを繰り返した。処分庁以外に当該文書を保有している可能性がある実施機関は愛知県警であることは、処分庁自らが異議申立人に明示したことであり、結局は事案を移送しなかったわけであるが、県警も処分庁も異議申立人に対する電話連絡において、処分庁と県警との双方が本件開示請求の対象情報に深く関与していることから、本件開示請求について連絡を取り合っていると伝えてきた。

本開示請求が知事部局以外に県警とも関係していることは、処分庁も県警もともに知っているのである。異議申立人が開示請求書に知事宛てのみで記載したからといって、処分庁が異議申立人から他に当該情報を保有している実施機関があるか否かを問われて、処分庁がその際に異議申立人から他に当該情報を保有している実施機関があれば請求の宛先に含めると伝えられただけではなく、愛知県は県警とまで明示して実際に手続きを途中まで進めたわけであるから、当然、少なくとも愛知県警の扱う情報も、かかる異議申立てにおいて対象文書に含めるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、本件行政文書を不開示とし、又は本件請求対象文書を作成若しくは取得しておらず不存在であるので不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書に係る不開示決定について

ア 本件行政文書について

本件行政文書は、死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき実施される監察医解剖について、愛知県死因調査実施要領（以下「要領」という。）第 6 の規定に基づき、解剖報告書として提出される文書である。当該文書には、死者の氏名、年齢、性別、死亡場所等のほか、解剖結果、死因、検査成績、外評所見、内景所見等が記載されており、その全てを不開示としたものである。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書には、死亡者の氏名、死亡場所、死亡時の状況、死因、死体の外見の所見、解剖した際の死体の部位ごとの詳細な所見等（以下「死亡者の氏名等」という。）が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。そして、当該個人については、死者も含まれると解されることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

本件行政文書に記載された死亡者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。したがって、死亡者の氏名等は、同号ただし書イに該当しない。

また、死亡者の氏名等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書口にも該当しない。

さらに、死亡者の氏名等が同号ただし書ハ及びニにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、死亡者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

ウ 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「当該情報には個人の氏名等が記載されていると推測されるが、その箇所のみ黒塗りにした上で残りの薬物関連の情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。実際、監察医制度が現存する東京23区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、東京都や大阪府や兵庫県は、当該情報に相当する情報を公開している。」と主張している。

しかしながら、開示・不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであるから、他の都府県が開示したからといって、その判断に本県が拘束されるものではない。

(2) 本件請求対象文書に係る不開示（不存在）決定について

ア 本件請求対象文書について

知事は、法第8条第1項の規定に基づき、愛知県内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体（以下「死因不明死体」という。）について検案及び解剖を行うこととされている。

この法律の規定を受けて、前記(1)アで述べたとおり、本県は要領第6により、愛知県死因調査監察医（以下「監察医」という。）が死因不明死体の解剖を完了したときは、その都度、解剖報告書を知事に提出する旨を規定している。

本件開示請求は、知事宛てになされ、請求内容として「中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。」（以下「監察医務結果」という。）と記載されていたことから、知事が管理するもののうち、前記(1)で不開示とした死体解剖報告書以外で「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くな

っている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ」が記載されたものと解した。また、知事部局において、健康福祉部保健医療局医務国保課以外に監察医務結果を所管する所属等はない。

イ 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書が存在するとすれば、東京都、大阪府及び兵庫県が作成し、死因、年齢、性別等で分類した解剖件数等を報告した「死因調査統計年報」に類した統計データが考えられる。

しかしながら、法第 8 条第 1 項においては、死体の死因を明らかにする以外のことは求められておらず、他都府県が作成しているような統計データの作成は義務付けられていない。

そして、実施機関では監察医務に係る統計データの作成は行っておらず、法第 8 条第 1 項に基づき実施される監察医解剖について要領第 6 の規定に基づき提出される死体解剖報告書を受理しているのみである。

なお、監察医は、法第 8 条第 1 項及び要領第 5 に基づき、死体解剖報告書とは別に、死因不明死体の遺族等の求めに応じ、死因調査を行い、死体検案書を作成し、知事に提出することとされている。

しかしながら、死体検案は、監察医が死体の外表面を検査して死因、死亡日時等を判断するものであり、死体の血中等の検査は行わないことから、死体検案のみでは死因が薬物によるものかどうかは判明しない。当該検案によっても死因が判明しない場合は、前記アで述べたとおり、法第 8 条第 1 項により、解剖することができる旨規定されているところである。さらに、死体検案書には死体の外表所見は記載されているものの、死体解剖報告書に記載するような監察医務結果を記載する欄は設けられていない。

よって、死体検案書は、本件請求対象文書には該当しない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書に係る不開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な

県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 本件行政文書について

本件行政文書は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき実施される監察医解剖について、要領第 6 の規定に基づき解剖報告書として提出される文書である。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

ウ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 本件行政文書には、死亡者の氏名、死亡場所、死亡時の状況、死因、死体の外見の所見、解剖した際の死体の部位ごとの詳細な所見等が記載されており、その全体が個人に関する情報であって、仮に、氏名等の個人識別部分を除いたとしても、特定の個人に関する機微で私的な情報が記録されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。
- (ウ) 本件行政文書は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認めら

れないことから、同号ただし書ロに該当しない。そして、死亡者の氏名等は公務員の職務遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハに該当しない。さらに、本件行政文書の作成に当たっての監察医解剖は、公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第4条）で定める交際費の支出及び需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴うものではないことから、同号ただし書ニに該当しない。

(エ) 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(オ) 異議申立人は、異議申立書及び意見書において、他の地方公共団体の監察医務記録等が公になっている事例を引用し、本件行政文書を開示すべき旨を主張する。

しかしながら、開示又は不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであるから、他の地方公共団体が公にしたからといって、その判断に愛知県が拘束されるものではない。

(2) 本件請求対象文書に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

イ 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、本件開示請求が知事宛てになされていることから、知事が管理するもののうち、不開示とした本件行政文書である死体解剖報告書以外で「監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果」が記載された文書と解される。

ウ 本件請求対象文書の存否について

(ア) 実施機関によると、本件請求対象文書が存在するとすれば、死因、年齢、性別等で分類した解剖件数等の統計データが考えられるが、法第8条第1項においては、死体の死因を明らかにする以外のことは求めら

れておらず、他都府県が作成しているような統計データの作成は義務付けられていないとのことである。

以上のことからすれば、監察医務に係る統計データの作成は行っていないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (イ) 異議申立人は、意見書において、「特定すべき文書は他に、死体検案調書、死亡診断書、犯罪死体・変死体に司法解剖の結果を記載した鑑定書等が考えられる。」と主張している。

実施機関によると、死体検案は、死体の血中等の検査は行わないことから、死体検案のみでは死因が薬物によるものかどうかは判明せず、また、死体検案書には死体の外表所見は記載されているものの、死体解剖報告書に記載するような監察医務結果を記載する欄は設けられていないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された死体検案書を見分したところ、薬物に関する記述は認められなかった。

よって、死体検案書を本件請求対象文書として特定しなかったとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (ウ) 異議申立人は、意見書において、「対象情報の一部を廃棄したと示す情報および保存期間・分類等に関する情報も開示対象に含めたいという情報公開審査を開始していただきたい。」と主張している。

総合文書管理システムにおいて文書が個別に登録された場合には、当該文書の保存期間・分類等が記載された保存文書目録等が作成される。

当審査会において、実施機関に確認したところ、死体解剖報告書については、受理して課内で供覧した後、ファイルにつづるという取扱いをしており、総合文書管理システムに個別に登録していないため、保存文書目録等に死体解剖報告書は記載されていないとのことである。

以上のことからすれば、死体解剖報告書に係る保存文書目録等が作成されず、保存期間・分類等に関する情報及び廃棄したことを示す情報がないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (エ) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求書において、「愛知県の実施機関に関して事案の移送もお願いいたします。」と記載し、また、意見書において、「愛知県警の扱う情報も、かかる異議申立てにおいて対象文書に含めるべきである。」と主張している。

事案の移送については、条例第14条で定められており、実施機関が管理する行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができ、事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものである。

当審査会において、実施機関に確認したところ、死体解剖報告書は、実施機関が監察医から取得しており、他の実施機関で作成されたものではなく、愛知県警察本部（以下「県警本部」という。）に事案の移送を行うべき案件に該当しないと判断したとのことである。

また、異議申立人は、本件開示請求を行うに当たり、実施機関や県警本部とやりとりした旨主張しているが、当審査会が事務局職員をして、実施機関職員及び県警本部の情報公開受付窓口職員に確認させたところ、異議申立人が主張するやりとりの事実は確認できなかった。

以上のことからすれば、事案の移送を行わなかったとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性及び本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(1)ウ及び(2)ウにおいて述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県の全ての実施機関が保有している情報のうち、監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。（ただし、死体解剖報告書を除く。）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.14	諮問
26.12.26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 1. 6	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 29 (第458回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.25 (第474回審査会)	審議
28. 3. 7 (第483回審査会)	審議
28. 5. 13	答申

答申第 777 号

諮問第 1330 号

件名：評定表の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、評定表（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。実施機関が本件処分の根拠規定に挙げた県情報公開条例第 7 条第 6 号（以下「同号」）は、公にすることで県や国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人または公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。また、実施機関は当該規定を適用する理由として、その記述から、同号ニの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を示していると思われる。

しかし、本件文書は以下の通り同号に該当せず、本件処分は不当である。

まず、実施機関は、教職員の非違行為に対する処分の量定に関し「懲戒処分の基準」（http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kyosyokuin/syobunki_jun26.pdf、以下「本基準」）を一般に公表している。本基準の公表は、それをもって非違行為の防止につなげる狙いもあると思われる。事実、2012 年 10 月 4 日の県議会文教委員会で、当時の教職員課長が「不祥事防止についても、懲戒処分の基準や報道機関等への公表基準を作成し、公表しているところである」と述べた。

これに対し、本件文書は、実施機関の教育長が言うところの「内部の基準」（2014 年 10 月 16 日付新聞朝刊）であり、構成や名称、対象とす

る非違行為の種類等の内容はもとより、存在そのものが秘匿されてきた。

そも、申立人が本件文書の存在を認識したのは、教育長が口を滑らせたからである。すなわち、教育長は、2013年4月以降の体罰に対する処分27件（管理監督責任を除く）のうち26件が懲戒より軽い文書訓告、あるいは口頭訓告にとどまっていることへの見解を「26件は内部の基準に照らし合わせ、少なくとも懲戒には至らないと判断されたということだ」と述べ、その「内部の基準」、すなわち本件文書を非公開扱いにしていることを明らかにした。

こうした経緯を踏まえ、実施機関の教職員課A職員は以降、本件文書の開示請求に係る申立人への問い合わせ、あるいは申立人からの問い合わせに際し、非違行為のうち体罰が本件文書の対象になっていることは認めた。A職員は一方で、対象が体罰以外にも及ぶかどうかについて「それは言えない。言えない理由も言えない」と説明を拒みつつ、「わいせつや窃盗は（本件文書が適用され）ない」とも述べた。よって本基準と本件文書の相関関係は不明である。

社会通念上、本件文書の存在を是認できるのは、本件文書が本基準の趣旨と整合し、かつ、本基準の運用を補完するために必要と認められる場合に限られると言うべきである。なぜなら、実施機関が非違行為に対する処分の量定基準として対外的に示しているのが本基準のみである以上、被処分者となり得る教職員も、それ以外の県民も、本基準を基にして非違行為と量定の相当性、あるいは実際の量定判断の妥当性を評価すると想定されるからである。

逆に、本件文書が本基準の趣旨と矛盾し、本基準を有名無実化するようなものとして存在している場合、それは、本件文書と本基準が「ダブルスタンダード」（二重規範、二重基準）になっていること、言い換えれば、実施機関による恣意的な量定判断の蓋然性を高めていることと同義であり、すなわち、実施機関みずからが同号ニの「公正な人事」を阻害していることに他ならない。よって、この場合、本件文書が同号に該当しないことは明らかである。

そこで、非違行為のうち本件文書の適用対象であることが明らかな体罰に焦点を当て、本基準と本件文書の相関関係を検討する。

本基準は、「体罰等」における「標準的な懲戒処分の種類」について、「児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員は、免職又は停職とする。」、「児童生徒に上記以外の体罰をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。」と定めている。無論、欠勤やセクハラ、わいせつ行為等など、体罰等以外の非違行為の標準例も示している。

一方、体罰に対する実際の処分は、本基準における「標準」が例外化

していると言わざるを得ない。具体的には、上述のように、2013年4月以降の体罰に対する処分27件（管理監督責任を除く）のうち懲戒は1件だけで、26件がより軽い文書訓告、あるいは口頭訓告にとどまっている。これは、たとえば、児童生徒へのわいせつ行為等に対する実際の処分のおおむね大半が、本基準の「標準」どおり、免職等の懲戒処分になっていることと比べても、体罰に特異な傾向といえる。

こうした客観的事実を①体罰は本件文書の対象だが、わいせつ行為は本件文書の対象外である、とA職員が述べていること②前述のように、教育長が「26件は内部の基準に照らし合わせ、少なくとも懲戒には至らないと判断されたということだ」と本件文書を根拠とした量定判断を示唆していることに照らせば、少なくとも体罰に対する処分については、実施機関は本基準ではなく、本件文書に基づいて量定を判断していることは明白である。言い換えれば、少なくとも体罰に関しては、本件文書が本基準の趣旨と矛盾し、本基準を有名無実化するようなものとして存在していると考えざるを得ない。

実施機関が「懲戒処分の基準の公表」を標榜している限り、少なくとも体罰に関しては、懲戒処分の基準として公表すべきは本基準ではなく、本件文書である。本件文書を不開示にすることは、むしろ同号ニの「おそれ」を招来させることになる。

以上の通り、本件文書は同号に該当せず、同号を根拠に本件文書を不開示とした実施機関の決定は失当である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、不開示理由説明書（以下「説明書」）においても、本件行政文書が愛知県情報公開条例第7条第6号（以下「同号」）の不開示情報に該当する旨主張しているが、いずれも理由および論拠に欠けると言わざるを得ない。

実施機関は「本件行政文書では、懲戒処分の基準とは異なり、教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。」と述べている。この文は構造上、主述関係が不明なため、文の主旨を「本件行政文書は、懲戒処分の基準とは異なり、教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するためのものである。」と仮定したうえで論を進める。

同号の不開示情報に当たる「人事管理に関する情報」として一般に例示されているのは「勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等」であり、

換言すれば、個別具体的な情報内容が想定されているといえる。また、同号における「適正」という要件を判断するに当たっては、開示のもたらず支障だけでなく、開示のもたらず利益も比較衡量しなければならない。さらに「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、「支障」の程度も名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである。

これに対し、説明書を前提にすれば、本件行政文書は「体罰の行為態様」「過去の処分状況」「被害状況等」をそれぞれ類型化したものにすぎないと考えられ、個別具体的な事案に関する懲戒処分等の検討過程を摘示したものではない。また、公開によって個人のプライバシーを侵害したり、関係者への事情聴取を困難にしたりするような特定個人の意見や供述等を記載したものでもない。よって、本件行政文書が公になることで「処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。」との主張は論理の飛躍と言うほかない。

したがって「事情聴取の際に、体罰を行った教員が処分の軽減を図るため虚偽の報告をし、…、不当な介入を助長するおそれがある。」と続く部分も含め、実施機関が主張する「支障」や「おそれ」はいずれも抽象論にとどまり、論旨は理由がない。

さらに、本件行政文書は、異議申立書で述べたように、実施機関が公開している懲戒処分の基準を事実上、有名無実化するような機能を果たしている。非違行為の中で殊更、体罰事案をめぐる懲戒処分等についてのみ本件行政文書のような「内部の基準」が必要な理由は見当たらない。こうした事情に鑑みれば、本件行政文書の開示による利益は、懲戒処分の基準の存在を前提に本件行政文書を併用することや本件行政文書の内容そのものについて妥当性や正当性を検証できるようになるなど、論を待たない。

なお、実施機関は、説明書において、「教職員課では、…、処分内容を決定している。」と述べているが、これは実施機関が従前繰り返してきた対外的な説明と矛盾するものである。すなわち、実施機関は従前、非違行為をめぐる懲戒処分等の検討主体は「人事考査委員会」（以下「委員会」）なる組織体であり、委員会の長は教育次長であり、さらに、懲戒処分等の最終的な決定権は教育長が有している旨説明してきた。こうした実施機関による従前の説明を前提にすれば、仮に、教職員課が委員会の事務局機能を果たしているとしても、それは委員会と教職員課が同義であることにはならない。いわんや、教職員課が懲戒処分等の最終決定権を有しているはずがない。

このような実施機関の「自己矛盾」とも言うべき説明は、図らずも、

懲戒処分等の決定過程をめぐる不透明性、恣意性といった実施機関にまつわる問題の蓋然性の高さを白日の下にさらしているものと考えるので、あえて付言しておく。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件開示請求は、教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）が管理する文書のうち、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用する評定表と解し、本件行政文書として特定した。

(2) 条例第7条第6号該当性について

体罰は、被害者である児童生徒の身体のみならず、その心を深く傷つけ、児童生徒と教師との信頼関係を損なうものである。このような、体罰のもたらすことの重大さを踏まえ、体罰について公正かつ厳正な処分を行うため、教職員課では、当該課のウェブページに掲載されている懲戒処分の基準に基づき、具体的には、本件行政文書に当てはめて、処分内容を決定している。

懲戒処分の基準においては、非違行為の動機、過去に非違行為を行っているかなど処分量定を判断するための基本事項が掲げられている。

そして、本件行政文書では、懲戒処分の基準とは異なり、教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。

よって、仮に本件行政文書が公となると、処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。その結果、事情聴取の際に、体罰を行った教員が処分の軽減を図るため虚偽の報告をし、又は報告そのものをしないなど、巧妙に立ち回ることが可能となる。そのようなことになれば、今後懲戒処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られないおそれがあり、また、体罰の被害者や体罰の内容等を知り得る第三者からの不当な介入を助長するおそれがある。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権

利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用される評定表である。

実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、教員による体罰の行為態様、過去の処分状況、被害者の被害状況等についての具体的な各項目が記載されており、公にすることになれば、処分を決定するための具体的な検討内容が明らかとなり、個別の体罰事案を当てはめれば、具体的な処分量定等を推測することが可能になると認められる。

その結果、体罰を行った教員が処分の不当な軽減を図り、又は体罰の被害者や体罰の状況を知り得る関係者が処分の不当な加重を図るため、ありのままの報告をしないなど、処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られなくなるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議

申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.5	諮問
27.1.30	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.2.4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.7.17 (第462回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.25 (第474回審査会)	審議
28.3.28 (第485回審査会)	審議
28.5.13	答申

答申第 778 号

諮問第 1331 号

件名：自己情報不訂正決定として、申立人が提出した書証である判決文により事実関係を確認しておきながら、訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 8 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 9 月 4 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人の開示を求める情報を開示しなければならない。

愛知県警察本部の A らは、間違っ個人情報の訂正を書証提示のうえ求めるも、その訂正を行わず、何ら説明もすることなく訂正をしないとした責任者の名前すら教えようとしない。このことは、審査請求人の持つ「知る権利」の侵害である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 審査請求人の主張

公安委員会による不開示理由とする存否応答拒否の根拠理由がよく分からないが、審査請求人の求める情報である訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職は、存否応答拒否となる情報ではなく、単なる責任回避を目的とする不開示であるので、速やかなる情報の開示を求める。

(イ) 愛知県公安委員会による不開示理由について

愛知県情報公開条例の目的は、条例第 1 条（目的）において行政文書の開示する権利につき定めること等により、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務を全うされるように

するとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とするものであるが、

a 条例第7条第2号の該当性について

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」とあり、特定の文書番号及び日付の不訂正決定を指定することにより、その特定個人がBであることを特定することは不可能である。（公安委員会が、特定個人名を開示公表すれば別である。）

因みに、本件開示請求に係る関係人は、すべて個人の事業に関する事業者である。

b 条例第10条の該当性について

不開示とする条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとはならないので、条例第10条に基づく本件開示請求を不開示とする理由がない。

そもそも、条例第7条第2号に該当すれば、条例第10条に該当する根拠が理解できない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第5条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「保護条例」という。）に規定されているような本人であることを示す書類等の提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第7条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第3条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、更に、条例第7条第2号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第10条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件対象文書について

ア 審査請求人（以下「請求人」という。）は、特定の個人が、書証とする判決文

の写しを提出して保護条例上の実施機関である警察本部長（以下「保護条例実施機関」という。）に求めた個人情報の内容訂正について、「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、訂正を行わないことを決定した」と申し立てながら、その決定に係る責任者氏名及び役職が分かる行政文書の開示を求めたものである。

イ 本件に係る開示請求書の記載内容が、本件に係る開示請求における対象行政文書（以下「本件対象文書」という。）について詳細に記載されており、請求人本人の情報の開示を求めるものと考えられたこと及び開示請求書の記載内容に不明な点が散見されたことから、生じた疑義について請求人に問い合わせたところ、請求人は、自己情報の開示請求ではない旨及び補正はしない旨を申し立てたため、何人でも請求できる情報公開制度を用いて、特定の個人がなした訂正請求の決定に係る行政文書の開示を求めたものとして受理することとした。

ウ 保護条例第 32 条において、保護条例実施機関は、訂正の請求に対しては、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めている。

自己情報不訂正決定に係る通知書（以下「通知書」という。）を請求者に発出する場合は、保護条例実施機関において決裁行為が行われる。

エ 本件審査請求書には、「個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、」「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、」「訂正を行わないことを決定した」とする申立ての記載があるが、この記載を含んで本件対象文書を特定しようとするれば、保護条例実施機関は、適正に条例を適用して決定することから、本件対象文書が作成されることはあり得ない。

オ しかしながら、「愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定」という「特定の個人」に対する「通知書」の発出に係る決裁が行われたとして、「訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報」とする記載部分のみにおいて本件対象文書を特定すれば、「特定の個人」に関する「通知書」の発出に係る決裁に関する書類が、本件対象文書となる。

(3) 不開示情報該当性

ア 本件に係る開示請求は、特定の文書番号及び日付の自己情報不訂正決定を指定し、その決定に係る行政文書の開示を求めている。

不訂正決定に係る行政文書は、個々の請求者について個別に作成されるものであるため、特定の文書番号及び日付の不訂正決定を指定することにより、請求者が特定されることになるから、本件請求は、特定の個人の特定の行為に対してなされたものと認められる。

イ したがって、本件に係る開示請求に対して開示決定又は不開示情報該当を理由とした不開示若しくは一部開示の決定を行った場合は、特定の個人の不訂正決定に係る行政文書が存在すること、すなわち特定の個人についての訂正請求があったという情報を明らかにすることになる。

当該情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する、個人を識別できる不開示情報と判断され、さらに、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないことは明らかで

ある。

ウ また、請求人の「個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して」、「判決文により不実である事実関係を確認しておきながら」、「訂正を行わないことを決定した」とする申立ての記載は、保護条例実施機関においてはあり得ないことではあるものの、記載された事実の有無は、本件対象文書の存否を明らかにすることが、特定の個人に関する情報に該当するという判断に、影響を及ぼすものではない。

(4) 条例第 10 条該当性

特定の個人を対象とした自己情報の訂正、不訂正の決定に係る行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人が警察に何らかの申出を行ったか否かの事実を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、警察本部長による特定の自己情報不訂正決定として、個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者が提出した書証である特定の判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できず、」として訂正を行わないことを決定した責任者の氏名及び役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の日付及び文書番号により発出された自己情報不訂正決定通知書を指定するとともに、当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者が自己情報訂正請求に当たり書証として提出した特定の判決文を指定しているなど、特定の個人が特定の判決に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという前提のもとになされたものであると認められる。よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の判決に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県警察本部による平成○年○月○日付け○発第○号自己情報不訂正決定として、個人の名誉毀損となる事実と異なる個人情報に対して、申立人が提出した書証である○
○裁判所平成○年（○）第○号平成○年○月○日判決文により不実である事実関係を確認しておきながら、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できず、」として訂正を行わないことを決定した責任者氏名及び役職が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.15	諮問
27. 2. 3	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2. 6	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 6.29 (第461回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1.20 (第478回審査会)	審議
28. 2.25 (第482回審査会)	審議
28. 5.13	答申

答申第 779 号

諮問第 1334 号

件名：評定表の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、評定表（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 7 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

愛知県教委は、県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当し、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、開示しても、右「支障を及ぼすおそれ」は、まったくない。むしろ、県教委が処分基準を定め、客観的、公正に「体罰」関係者の処分を行っていることが明らかになり、県民の行政への信頼は深まるはずである。県教委が、恣意的、不公正な処分を行っていないならば、「支障を及ぼすおそれ」など、微塵も感じる必要はない。

よって、請求どおり開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人は、本件開示請求に先行して、2013 年 3 月 14 日付で、愛知県教育委員会に対し、行政文書開示請求を行った。その請求内容は、以下のとおりである。（本件関係部分）

「2. 県教委が行なった県立学校教員の体罰に関する調査及び関連する「処分」に関するすべての文書。管理部長、学校教育部長、各課長らの「処分」関係文書も含む。」

- (イ) 上記のように、「『処分』に関するすべての文書」を開示請求したが、その折、県教委は、「教職員の体罰に関する処分基準」（以下、本件「評定表」）の存在に触れることはなかった。換言すれば、その存在を前提に「開示・不開示」の判断することもなく、つまり、本件「評定表」の存在そのものを隠ぺいしたのである。このこと自体が大問題である。
- (ウ) 異議申立人が、本件「評定表」の存在を知ったのは、2014年10月16日新聞記事『体罰処分 厳罰化に否定的』と題する、県教委教育長へのインタビュー記事においてであった。同記事において、教育長は「(略)二六件は内部の基準（非公開）に照らし合わせ、少なくとも懲戒には至らないと判断されたということだ。」と述べている。右「内部の基準」＝本件「評定表」である。
- (エ) さて、異議申立人が、上記(ア)の開示請求に対して開示された体罰関係文書により、体罰状況と処分結果を検討すると、にわかには理解しがたい実態が存在した。つまり、類似の体罰でありながら、なぜ処分結果がこれほど異なるのか、或いは、処分の軽重を誤ったのではないか等々の疑問が湧き、恣意的なものさえ感じたのである。
- (オ) 県教委に説明を求めたところ、県教委担当者から説明がなされた。このような説明がなければ、上記(エ)で記した疑問は、ほとんど了解することはできなかつたであろう。
- そして、この担当者による説明は、まさしく本件「評定表」を前提にしたものと断定できるところであり、そうであるならば、本件「評定表」を不開示にする合理的理由は存在しない。
- (カ) 県教委が、「体罰」教員を処分する場合、本件「評定表」を前提としつつも、一定の裁量性を働かせざるを得ない、微妙なケースが起きる可能性は否定できないが、処分基準である本件「評定表」は公開され、県教委が恣意性を排除し、客観的に処分を行っているということこそ、「公正かつ円滑な人事の確保」に寄与するものであって、開示することで、「支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する」という発想自体が、民主的行政に反するものであり、情報公開条例制定の本旨に反するものである。
- (キ) 県教委は、「本件行政文書では、…教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。よって、仮に本件行政文書が公となると、処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。」と主張する。
- 恣意性を極力排除するために、「評定表」を作成することは必要である。そして、その内容が客観性を持つか否かは、広く検討されなけ

ればならない。つまり、それは、公開されることによって可能である。

上記新聞記事において、教育長は、「処分が軽いのでは」という質問に対し、「子どもに殴らせるのはよろしくない。ただ、私自身は（県教委内の人事考査委員会が担当する）処分の判断に参画していないので、処分が妥当かどうかのコメントは避けたい」と答えている。

教育長が、「処分が妥当かどうかのコメントは避けたい」とは、何事か。教育長が、設定された処分基準の客観的妥当性を了解し、担当者が当該基準に基づいて処分していると認識しているならば、このような発言になるはずはあるまい。教育長が、この程度の認識なのである。この事実から考えても、処分基準は公にされ、その客観性が検証されなければならないのである。

(ク) 県教委は、懲戒処分に至らない「文書訓告」を受けた場合にも、当該職員に給与上の「不利益」を科すこととしている。当然、当該職員に対する説明を必要とする。その場合も、(当該職員から要求があれば) 処分基準を示して説明がなされるべきである。訴訟になれば、尚更であろう。このような点から考えても、本件「評定表」は、不開示とする文書ではないであろう。

(ケ) 県教委は、本件「評定表」を公にすると、「虚偽の報告をし、又は報告そのものをしないなど、巧妙に立ち回ることが可能となる。…」と述べる。

しかし、そんなことは本件「評定表」を公にしていなか、これまでもあったことであり、公にした結果、そのような「巧妙な立ち回り」が増加するとも考えられない。

(コ) 県教委は、「懲戒処分の基準」において、体罰については、次のように定めている。

第3 標準例

3 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰等

ア 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る障害を負わせる体罰をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

つまり、この標準例による限り、体罰の処分は、基本的に「戒告・減給・停職・免職」のいずれか、ということになる。

しかし、県教委は、右「懲戒処分の基準」に、次のようにも定めている。

第1 基本事項

(略) また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

県教委は、上記のように定め、公にしているにもかかわらず、その詳細＝本件「評定表」については、その公開を拒否するという。

先に引用したように、県教委は、本件「評定表」を公開したならば「巧みな立ち回り」が可能となると述べた。

しかし、それを主張するならば、上記「①教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき」についても、公開すべきではなかったのではないか。なぜなら、「事件が発覚しそうな状況」を察知し、先に「自主的に申し出て」、処分を軽減させようとする職員が出ないとも限らない。これも「巧みな立ち回り」の例ではないか。

県教委は、矛盾した姿勢を改め、本件「評定表」を開示すべきである。

- (㉞) 先に引用したように、新聞記事の見出しは『体罰処分 厳罰化に否定的』というものである。県教委は、上記「②非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき」を利用し、体罰関係処分の多くは、文書訓告・口頭訓告・嚴重注意処分であり、戒告処分以上はまれである。「標準例」が、標準化していないのである。法において否定されている体罰に対して、「甘い処分」と考える県民が多数いることは否定できないであろう。

県教委は、本件「評定表」を公開し、県民に説明する義務がある。

- (㉟) 以上、本件「評定表」は、条例上においても、行政実務上においても公開されなければならない公文書である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件開示請求は、教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）が管理する文書のうち、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用する評定表と解し、本件行政文書として特定した。

(2) 条例第7条第6号該当性について

体罰は、被害者である児童生徒の身体のみならず、その心を深く傷つけ、児童生徒と教師との信頼関係を損なうものである。このような、体罰のもたらすことの重大さを踏まえ、体罰について公正かつ厳正な処分を行うため、教職員課では、当該課のウェブページに掲載されている懲戒処分の基準に基づき、具体的には、本件行政文書に当てはめて、処分内容を決定している。

懲戒処分の基準においては、非違行為の動機、過去に非違行為を行っているかなど処分量定を判断するための基本事項が掲げられている。

そして、本件行政文書では、懲戒処分の基準とは異なり、教員が行った体罰の行為態様や過去の処分状況、被害者の被害状況等の各項目から、処分量定を決定するものとなっている。

よって、仮に本件行政文書が公となると、処分を決定するための具体的な検討過程を容易に推定することが可能となる。その結果、事情聴取の際に、体罰を行った教員が処分の軽減を図るため虚偽の報告をし、又は報告そのものをしないなど、巧妙に立ち回ることが可能となる。そのようなことになれば、今後懲戒処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られないおそれがあり、また、体罰の被害者や体罰の内容等を知り得る第三者からの不当な介入を助長するおそれがある。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、体罰を行った教員に処分を行うに際し、処分内容を具体的に決定するために使用される評定表である。

実施機関は、条例第 7 条第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、教員による体罰の行為態様、過去の処分状況、被害者の被害状況等についての具体的な各項目が記載されており、公にすることになれば、処分を決定するための具体的な検討内容が明らかとなり、個別の体罰事案を当てはめれば、具体的な処分量定等を推測することが可能になると認められる。

その結果、体罰を行った教員が処分の不当な軽減を図り、又は体罰の被害者や体罰の状況を知り得る関係者が処分の不当な加重を図るため、ありのままの報告をしないなど、処分を行うに当たり、事実関係についての正確な情報が得られなくなるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.19	諮問
27. 2. 4	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 2.10	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 7.17 (第462回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.25 (第474回審査会)	審議
28. 3.28 (第485回審査会)	審議
28. 5.13	答申

答申第 780 号

諮問第 1344 号

件名：自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、何らその確認もすることなく権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 9 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 10 月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人には、本件開示請求情報について「知る権利」があるので、包み隠さず、速やかに請求する情報の開示を求める。

本件開示情報について、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りであることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、訂正しなかった責任者氏名及びその役職を開示することは、愛知県情報公開条例第 10 条に該当しないし、そもそも同条例第 7 条第 2 号ハに規定する当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、開示情報である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 審査請求人の主張

本件開示請求情報は、訂正を求めた自己情報について吟味し、自己情報不訂正決定をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報であり、その情報について審査請求人には「知る権利」がある。

(イ) 公安委員会による不開示理由説明書について

本件自己情報訂正を求める本題は、「公訴時効」であるかないかであるが、現時点において公訴時効は成立していない。その詳細については添付書面として提出する。

不開示理由説明書の大部分については愛知県情報公開条例の羅列であり、「公訴時効」であることを十分に調査しているかのように述べているが、本題である「公訴時効」の有無については全く調べないまたは触れないまま、「何らその確認もすることなく職権乱用により」と一方的に申し立てながら、申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害した責任者の氏名及びその役職が分かる情報」の開示を求めている。」と締めくくっている。

(ウ) 結論

事実と異なる自己情報の訂正することもせず、その不訂正決定を行った責任者の氏名・役職についての情報も開示しない。市民のための情報公開条例を完全に無視した対応であるので、適切な開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「保護条例」という。）に規定されているような本人であることを示す書類等の提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、更に、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件対象文書について

ア 審査請求人（以下「請求人」という。）は、特定の個人が、保護条例上の実施機関である警察本部長（以下「保護条例実施機関」という。）に求めた個人情報

の内容訂正について、「事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「何らその確認もすることなく職権乱用により」と一方的に申し立てながら、申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報」の開示を求めている。

イ 保護条例第 32 条において、保護条例実施機関は、訂正の請求に対しては、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めており、自己情報不訂正決定に係る通知書を請求者に発出する場合は、保護条例実施機関において決裁行為が行われる。

ウ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して決裁を行うから、「事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「何らその確認もすることなく職権乱用により」申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害」するはずがなく、その行為に係る「責任者の氏名及びその役職が分かる情報」が記載された文書が作成されることは考えられない。

(3) 本件対象文書の性質

本件対象文書の存在不存以前の問題として、本件開示請求書には、「愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申立てをする権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報」という、特徴のある記載がなされている上に、開示を求めている特定の訂正請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、請求人又は請求人の関係者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件対象文書が存在しても、請求人又は請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となることに変わりはない。

(4) 不開示情報該当性

特定の個人の情報を含んだ文書となる本件対象文書のありなしを回答することは、「愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定」に係る「申立人」という特定の個人に対して、「愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、「何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申立てをする権利を不当に侵害した」事実の有無を回答することとなる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度において、特定の個人に関する情報を開示することとなる。

この個人に関する情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない不開示情報である。

さらにこの情報は、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない」として「自己情報不訂正決定」された「申立人」という者に関する情報であり、訂正請求者にとって不利益となる行政処分に関する詳細な情報であることから、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第 10 条該当性

特定の個人を対象とした自己情報の訂正、不訂正の決定に係る行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第 7 条第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第 10 条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、警察本部長による特定の自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者の訂正請求をする権利を不当に侵害した責任者の氏名及び役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利

益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の日付及び文書番号により発出された自己情報不訂正決定通知書を指定するとともに、当該自己情報訂正請求の内容に触れているなど、特定の個人が特定の内容に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという前提のもとになされたものであると認められる。よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の内容に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申してをする権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 2. 2	諮問
27. 3. 30	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 31	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第 475 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1. 20 (第 478 回 審査会)	審議
28. 2. 25 (第 482 回 審査会)	審議
28. 5. 13	答申

答申第 781 号

諮問第 1301 号

件名：発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 23 年 4 月 25 日、同年 5 月 23 日、同年 6 月 8 日、同年 7 月 25 日、同年 12 月 2 日、平成 24 年 1 月 6 日及び同年 2 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が平成 23 年 12 月 15 日、同月 21 日、平成 24 年 1 月 17 日及び同年 2 月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、10 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が同一又は類似しており、決定内容も同一であることから、実施機関は、10 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条には、講ずべき障害者施策の基本的方向性を定める障害者基本計画の策定が義務付けられており、このうち障害のある子どもについては「個別の支援計画」を策定することとしている。

前記の法律を受けて、愛知県立学校（以下「県立学校」という。）のうち、愛知県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）においては、個別の教育支援計画を策定した上で指導計画を作成している。

一方、特別支援学校以外の県立学校においては、個別の支援計画及び指導計画の作成は義務付けられていないが、学校によっては、指導記録のみならず、個別の教育支援計画及び指導計画の作成を行っているところもある。

別表の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様とする。）から分類 10 までに係る行政文書として、個別の教育支援計画及び指導計画について説明し、分類 1 から分類 3 まで及び分類 5 から分類 9 までに係る行政文書として、指導記録について説明する。

ア 個別の教育支援計画及び指導計画について

個別の支援計画は、障害のある子どもなど、支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画であり、そのうち、学齢期において、教育機関が中心となって策定するものが個別の教育支援計画である。

個別の教育支援計画は、県立学校等において、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について策定する計画である。

なお、個別の教育支援計画を除く個別の支援計画は、教育機関で策定せず、取得もしていないため、県立学校はいずれも個別の教育支援計画を除く個別の支援計画を管理していない。

特別支援学校幼稚部、小学部・中学部及び高等部の学習指導要領等において作成が義務付けられている個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応して、教育目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

個別の教育支援計画の策定及び指導計画の作成は、県立学校において行われており、そのうち特別支援学校においては全ての幼児児童生徒について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては必要に応じて幼児児童生徒について行われているものである。

個別の教育支援計画には、幼児児童生徒の氏名、学校名、性別及び生年月日、担任氏名、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度まで

の情報、医療機関との相談記録、幼児児童生徒や家族の希望、関係機関の具体的支援・連携等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、幼児児童生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

個別の指導計画には、幼児児童生徒の学校名、学年及び氏名、作成者の氏名、長期目標、支援の手だて、指導の目標、幼児児童生徒の特徴的な言動、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い及び相談内容、評価等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、幼児児童生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

イ 指導記録について

分類1から分類3まで及び分類5から分類9までに係る行政文書には、県立学校が作成又は取得した、発達障害等を有すると考えられる生徒に対する指導記録（以下「指導記録」という。）がある。

発達障害等の診断を受けた生徒や特別な指導を必要とする生徒が愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在籍している場合、当該在籍クラスの担任教諭は、当該生徒の適切な対応や周囲の生徒への指導等のため、当該生徒の日常の状況や特徴的な言動、保護者からの依頼や情報提供、教育相談担当や主治医等の関係機関からの助言、当該医療機関名などを記録する指導記録を、任意の様式で作成する。

指導記録には、生徒の学年、クラス、出席番号、氏名、学校名及び性別、家族構成、入学前の情報、本人の状況、対応（スクールカウンセラーの所見を含む。）、家族の状況、日常の状況や特徴的な言動、生徒や家族の希望、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携等が、生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{きたん}のない意見も交えながら、生徒ごとに具体的かつ詳細に記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書には、幼児児童生徒の氏名、性別、学年、学校名、生年月日及び現住所、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度までの情報、障害の種類及び程度、行動等の特徴、健康状態、学習状況、身辺処理能力並びに手帳の有無、作成者、保護者及び担任の氏名、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携、相談指導記録、長期目標、支援の手だて、指導の目標、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い、相談内容及び理由、学校の所見等が記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件行政文書はいずれも、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書はいずれも、障害を有する実在の幼児児童生徒の特徴的な言動、健康、家庭環境、願い、保護者の希望及び相談内容、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚きたんのない意見も交えながら、具体的に記載されている。例えば、他の幼児児童生徒から具体的なからかいを受けたことや嫌がらせを受けたこと、あるいは当該幼児児童生徒の自傷行為等の具体的内容が記載されていたり、当該幼児児童生徒の対応に疲れ果てた保護者が、心を許している教員の前で、自己の育て方を責め、この前から逃げ出したいなどといった心情をありのままに記載しているものもある。

よって、本件行政文書に記載されている内容は、幼児児童生徒本人及びその保護者が、通常他人に知られたくないと考える内容が記載されていることから、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものである。にもかかわらず、仮に本件行政文書が公となれば、幼児児童生徒本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失うおそれがあるのみならず、今後、幼児児童生徒本人、保護者等の関係者は、県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇ちゅうちよし、また、作成者である県立学校は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することとなり、本件行政文書を具体的かつ詳細に記載することが困難となる。そうすると、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、結果として、教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 本件異議申立てに係る不開示決定を行った担当課等及びその経緯につ

いて

ア 本件開示請求は、いずれも県立学校に在籍する発達障害等の障害を有する児童生徒等に対する指導助言、個別の教育支援計画・実践に関する文書等を求めているが、仮に各県立学校を単位として、文書の存否を明らかにして開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該各県立学校において、発達障害等を有すると考えられる児童生徒等が在籍し又は在籍していたか否か（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

本件存否情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、高等学校に在籍する生徒のうち、発達障害等の障害を有する生徒並びに障害種別が知的障害者及び病弱者である幼児児童生徒に対する教育を行う学校を除く特別支援学校に在籍する幼児児童生徒のうち、保護者からの届出によって、医師の診断により発達障害を有するとされている幼児児童生徒が、各県立学校1校当たり多くても数名とごく少数であることから、分類1から分類10までに係るそれぞれの開示請求に対して、仮に本件存否情報が公となれば、当該県立学校の他の幼児児童生徒やその保護者等の関係者にとっては、特異な言動をする特定の幼児児童生徒が存在すること等の他の情報と照合することにより、発達障害等の障害を有する幼児児童生徒を識別することが可能となる。

よって、本件開示請求に対して、各県立学校を単位として、文書の存否を明示して開示決定等を行うことで本件存否情報を明らかにすると、条例第7条第2号本文により不開示情報とされている個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を開示することとなる。

仮に本件開示請求の対象となる各県立学校単位で開示決定等を行うとしたら、本件存否情報を公にしないために条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行うしかない。

イ 一方、条例第7条は、開示請求に係る行政文書に同条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない旨が規定されており、また、条例第8条は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、部分開示が可能な場合には、部分開示をすべき旨が規定されている。

したがって、149所属の高等学校単位分（平成22年度に特別支援学校で地区校長会を開催しなかった地区の高等学校で、開示請求に対して校長専決により処分する高等学校分は128所属）を教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が、27所属の特別支援学校単位分を教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下

「特別支援教育課」という。)が一括して開示決定等を行えば、本件存否情報及び不開示情報を開示することなく、高等学校及び特別支援学校単位の存否情報等を公にすることができ、また、条例第7条及び第8条の趣旨にも合致する。

以上のことから、教育委員会は、本件開示請求に対して、高等学校教育課が各高等学校分を、特別支援教育課が各特別支援学校分を一括して本件異議申立てに係る不開示決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、前記4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書

は、いずれも障害を有する実在の幼児児童生徒の障害の実態等が、保護者等の心情や関係者の意見も交えながら、具体的にかつ詳細に記載されたものであると認められることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

本件行政文書はいずれも、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。また、本件行政文書が、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書を公にすれば、保護者等及び関係者が県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇し、また作成者が、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することになり、結果として、教育委員会の教育指導事務等の遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

【分類1】平成23年4月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 〕	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類2】平成23年4月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立高校に対する開示請求 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 (H22年度に特別支援学校で地区校長会を開催しなかった地区の高校で、開示請求に対して校長専決により処分する高校に限る) 〕	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類3】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 個別の教育支援計画・実践に関する文書のうち、医師の診断が発達障害になっている部分のみ H22年度 H23年度 〕	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類4】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
個別の教育支援計画 県立特別支援学校に対する開示請求分 個別の教育支援計画・実践に関する文書のうち、医師の診断が発達障害になっている部分のみ H22年度 H23年度	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	特別支援教育課

【分類5】平成23年5月23日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 県立学校に対する開示請求 発達障害を有する児童・生徒に対する指導助言が記載されている文書 H22年度 (適正かつ十分な情報を入手しているものに限る。 H23年4月18日Aさんが乙第10号証で言及している意味している内容のこと)	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類6】平成23年7月25日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 県立学校に対する開示請求 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書	平成23年 12月21日	平成23年 12月26日	高等学校教育課

【分類7】平成23年12月2日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 5 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書 6 発達障害を有する児童生徒に対する指導助言が記載されている文書 〕	平成23年12月15日	平成23年12月26日	高等学校教育課

【分類8】平成23年6月8日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 他の生徒と容易に区別される、発達障害等により特別な配慮を要する生徒の特有の行動特徴が記載されている文書 H19年度～H23年度 〕	平成23年12月21日	平成24年1月6日	高等学校教育課

【分類9】平成24年1月6日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
県立高等学校分 発達障害を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録 〔 県立学校に対する開示請求 発達障害者支援法上の発達障害児に対する指導、助言が記載されている文書 発達障害等を有すると考える児童生徒に対する指導、助言が記載されている文書 (H14年度からH21年度まで) 〕	平成24年1月17日	平成24年2月1日	高等学校教育課

【分類 10】平成 24 年 2 月 16 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
<p>県立高等学校分 個別の教育支援計画及び指導計画の中に 身辺自立に関する記載があるもの</p> <p>（ 県立学校に対する開示請求 個別の教育支援計画、個別の指導 計画・実践が記載されている文書の うち、身辺自立に関する文書 H23 年度 ）</p>	<p>平成 24 年 2 月 24 日</p>	<p>平成 24 年 2 月 29 日</p>	<p>高等学校教育課</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 4	諮問
26. 8. 19	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 8. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 8 (第456回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 10. 16 (第470回審査会)	審議
28. 3. 28 (第485回審査会)	審議
28. 7. 15	答申

答申第 782 号

諮問第 1302 号

件名：発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画等の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 1 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

条例第 10 条に該当しない。

行政文書があるかないかを答えることができる。

個人情報を開示することにはならない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が類似しており、決定内容も同一であることから、実施機関は、2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別表の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 も同様とする。）

に係る請求対象文書について

分類 1 に係る請求対象文書は、平成 23 年度において、愛知県立時習

館高等学校（以下「時習館高等学校」という。）が管理するもののうち、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）上の発達障害児に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画と解した。

イ 分類 2 に係る請求対象文書について

分類 2 に係る請求対象文書は、時習館高等学校が管理するもののうち、発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書と解した。

(2) 条例第 10 条該当性について

時習館高等学校において、発達障害と医学診断を行う医療機関名が記載されている文書を作成又は取得しているとするれば、当該文書は個別の教育支援計画及び個別の指導計画又は発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録であることから、本件請求対象文書はいずれも、時習館高等学校が作成又は取得した、個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録である。

個別の教育支援計画は、愛知県立学校等において、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について策定する計画である。

また、個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応して、教育目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

そして、個別の教育支援計画の策定及び指導計画の作成は、県立学校において行われており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、障害を有するなどの理由で必要のある幼児児童生徒について行われているものである。

また、発達障害等の診断を受けた生徒や特別な指導を必要とする生徒が愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在籍している場合、当該在籍クラスの担任教諭は、当該生徒への適切な対応や周囲の生徒への指導等のため、当該生徒の日常の状況や特徴的な言動、保護者からの依頼や情報提供、教育相談担当や主治医等の関係機関からの助言、当該医療機関名などを記録する指導記録を、任意の様式で作成する。

学校及び障害名を指定した本件開示請求に対して、仮に個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録の存否を明らかにして、時習館高等学校が開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該学校において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否

かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

本件存否情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、高等学校に在籍する生徒のうち、発達障害等の特定の障害を有する生徒は、各高等学校 1 校当たり多くても数名とごく少数であることから、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定年度において、特定の障害を有する生徒の有無が明らかとなる。すると、時習館高等学校の他の生徒やその保護者等の関係者にとっては、特異な言動をする特定の生徒が存在すること等の他の情報と照合することにより、発達障害等の障害を有する生徒を識別することが可能となる。

よって、本件開示請求に対して、時習館高等学校が開示決定等を行うことで本件存否情報を明らかにすると、条例第 7 条第 2 号本文により不開示情報とされている個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を開示することになってしまう。

なお、本件存否情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。また、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、

当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

以上の考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の県立学校が作成又は取得した個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録の開示を求めるものであるが、開示請求は複数回行うことが可能であり、学校名、障害名及び年度の指定を変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定の年度において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否かが明らかとなる。

そして、実施機関によると、高等学校のうち、特定の障害を有する生徒が在籍する学校における該当生徒は多くとも数名とごく少数であるとのことであるから、他の生徒や保護者等の関係者であれば、特徴的な言動をする特定の生徒が在籍する等の他の情報と照合することにより、特定の障害を有する生徒を識別することが可能になると認められる。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることにより、本件存否情報が明らかとなると認められる。

エ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、特定の県立学校において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否かという情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。そして、本件存否情報における個人は公務員ではないため、本件存否情報は、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

【分類 1】

1 開示請求の内容	2 不開示 決定日	3 異議申 立日	4 担当課等
時習館高校に対する開示請求 H23 年度 発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の 教育支援計画、個別の指導計画	平成 24 年 1 月 17 日	平成 24 年 2 月 8 日	時習館高等 学校

【分類 2】

1 開示請求の内容	2 不開示 決定日	3 異議申 立日	4 担当課等
時習館高校に対する開示請求 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されて いる文書	平成 24 年 1 月 17 日	平成 24 年 2 月 8 日	時習館高等 学校

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 4	諮問
26. 8. 19	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 8. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 8 (第 456 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 10. 16 (第 470 回審査会)	審議
28. 3. 28 (第 485 回審査会)	審議
28. 7. 15	答申